ロ　都道府県知事は、イの業務を高次脳機能障害者支援センターに行わせ又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。

ハ　高次脳機能障害者支援センターに関し、役職員等の秘密保持義務、報告の徴収等、改善命令、指定の取消し等の所要の規定を整備する。

⑵　専門的な医療機関の確保等（第二十四条関係）

イ　都道府県は、専門的に高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができると認める病院又は診療所を確保するよう努めなければならない。

ロ　国及び地方公共団体は、イの医療機関の相互協力を推進するとともに、イの医療機関に対し、高次脳機能障害者に対する支援等に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

⑶　高次脳機能障害者支援地域協議会（第二十五条関係）

イ　都道府県は、高次脳機能障害者に対する支援の体制の整備を図るため、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（以下「関係者等」という。）により構成される高次脳機能障害者支援地域協議会を置くよう努めなければならない。

ロ　イの高次脳機能障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における高次脳機能障害者に対する支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

４　雑則

⑴　国民に対する普及及び啓発

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する国民の理解を深めるため、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。（第二十六条関係）

⑵　医療等の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発

国及び地方公共団体は、医療、保健又は福祉の業務に従事する者に対し、高次脳機能障害の発見のため必要な知識の普及及び啓発に努めなければならない。（第二十七条関係）

⑶　地方公共団体及び民間団体に対する支援（第二十八条関係）

イ　国は、地方公共団体が実施する高次脳機能障害者に対する支援に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、民間団体が行う高次脳機能障害者に対する支援に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

⑷　専門的知識を有する人材の確保等

国及び地方公共団体は、個々の高次脳機能障害者の特性に応じた支援を適切に行うことができるよう高次脳機能障害に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、医療、保健、福祉、教育、労働等並びに捜査及び裁判に関する業務に従事する者に対し、個々の高次脳機能障害の特性その他高次脳機能障害に関する理解を深め、及び専門性を高めるため研修を実施することその他の必要な措置を講ずるものとする。（第二十九条関係）

⑸　調査研究等

国は、性別、年齢その他の事情を考慮しつつ、高次脳機能障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の高次脳機能障害の原因の究明並びに診断及び治療、高次脳機能障害者に対する支援の方法等に関する必要な調査、研究及び検証並びにそれらの成果の活用のため必要な措置を講ずるものとする。（第三十条関係）

⑹　大都市の特例

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。（第三十一条関係）

５　施行期日等

⑴　施行期日

この法律は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　検討

国は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二項関係）

◇特別職の職員の給与に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十三号）（内閣官房）

１　本府省業務調整手当の支給に関する規定の整備

特別職の職員の給与に関する法律第七条の二ただし書及び第七条の三ただし書において、政令で定めるものとされた本府省業務調整手当の支給に関する事項及び額を定める。（改正後の第二条、第四条関係）

２　その他

その他規定の整備をする。

３　施行期日等

⑴　この政令は、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行し、１及び３の⑵については、令和七年四月一日から適用する。

⑵　宮内庁組織令について所要の改正を行う。（改正後の附則第六条第三項～第六項関係）

◇司法試験受験手数料令の一部を改正する政令（政令第四百三十四号）（法務省）

１　受験手数料に関する規定の整備

司法試験及び司法試験予備試験の受験手数料の額を引き上げるとともに、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行う出願による場合の受験手数料の額を定める。（本則関係）

２　施行期日

この政令は、令和八年一月三十一日から施行する。（附則関係）

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十五号）（財務省）

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地域就職氷河期世代等支援推進交付金を追加する。（第二条関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇著作権法施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十六号）（文部科学省）

１　著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法に係る事項

著作権者不明等の場合における著作物の利用に関する裁定制度の補償金及び担保金並びに未管理公表著作物等の利用に関する裁定制度の補償金について、これらを収受する指定補償金管理機関が著作物等保護利用円滑化事業のために支出すべき額の算出方法を定めること。（第七十条の二関係）

２　施行期日

この政令は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行すること。（附則関係）

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十七号）（内閣府本府）

１　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第七条の規定に基づき、特定重要物資として、船舶の船体を構成する部品、磁気センサー、人工呼吸器、無人航空機、人工衛星及びロケットの一定の部品を新たに指定する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第四百三十八号）（こども家庭庁）

１　拠出金

子どものための教育・保育給付の支給に要する費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満三歳未満児相当分について、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第六十六条の三第一項の規定により政令で定める拠出金をもって充てる割合は、千分の二百八・六とすること。（第二十四条の二関係）